

高槻市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、令和7年度監査の結果に関する措置結果の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和8年4月28日

高槻市監査委員	齋	藤	卓	夫
同	重	谷	芳	人
同	畑	山	和	幸
同	真	鍋	宗	一郎

令和7年度監査における監査結果報告に基づく措置結果報告

定期監査

- 1 子ども未来部（子ども政策課、保育幼稚園総務課、保育幼稚園事業課、保育幼稚園指導課、子ども保健課、子育て支援課、子ども青少年課）

（監査実施日 令和7年11月7日から12月25日まで）

指摘事項	措置結果
<p>1 支出事務について（契約関連事務）</p> <p>(1) 修繕業務について、契約の履行確認完了後、速やかに還付すべき契約保証金を還付していないものがあった。</p> <p>毎月の会計事務月例点検において、歳入歳出外現金は、払出命令の管理として点検項目となっていることから、適正な事務を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">（保育幼稚園総務課）</p> <p>(2) エアコン修繕業務について、機器、設置、撤去を含む設計書により指名競争入札を執行する予定であった。しかしながら、設計金額には、エアコン設置等の費用が含まれていたものの、入札参加者に送付した修繕業務内訳書に、一部の施設のエアコン設置等の記載がないまま、入札を執行し、契約相手方を決定した。そのため、</p>	<p>措置日 令和8年1月30日</p> <p>業務を完了し、契約の履行確認を終えていたにもかかわらず、契約保証金の還付を失念するとともに、会計事務月例点検時においても発見できなかった。指摘を受け、契約相手方へ直ちに契約保証金を還付した。</p> <p>今後は、契約保証金の有無を契約ごとに履行確認書に記載し、担当者及び管理職において確認するとともに、契約保証金の還付が必要な場合には、契約金額の支出命令時に、契約保証金の払出命令も行い、還付することとする。</p> <p>また、会計事務月例点検時に、財務会計システムにおいて、還付していない契約保証金などの歳入歳出外現金の受入一覧表を作成して、還付漏れがないかの確認を行っているが、今後については、各契約の業務完了予定の年月を容易に把握できるよう、受入調定の摘要に業務完了予定の年月を付記し、会計事務月例点検時に、業務が完了しているにもかかわらず還付していない契約保証金がある場合には、当該一覧表を用いて確実に把握し、還付できる体制とし、契約保証金の還付漏れがないよう徹底する。</p> <p>さらに、本事案を課内に周知し、再発防止の徹底を図った。</p> <p>措置日 令和8年1月9日</p> <p>エアコンの修繕業務において、エアコン機器、設置、撤去に係る設計書を作成の上、指名競争入札を執行し、設計金額に基づく予定価格の範囲内の金額で、契約の相手方を決定したが、入札の実施にあたって、入札参加者に送付した仕様書の内容について、仕様書の印刷範囲を誤ってしまい、</p>

当該施設にエアコンは設置されず、搬入のみとなった。

なお、後日、見積合わせを行った上で契約相手方を決定し、搬入済みのエアコンを設置している。

(保育幼稚園総務課)

2 その他について(公印取扱事務)

一般公印の高槻市長印については、旧市長印を廃止し、新市長印を使用しているが、高槻認定こども園休日・一時預かり保育室の随時利用保育利用許可書及び高槻認定こども園病児保育利用許可書については、旧市長印の印影を印刷したものとなっていた。また、当該許可書については、公印管守者の承認を得た枚数を超えて、未承認のまま繰り返し印影の印刷を行っていた。

公印の印影の印刷等については、市公印規則第13条第1項及び第2項において、公印の管守者の承認を受けて印刷することや、公印の印影を印刷した用紙は厳重に保管するとともに、常にその使用状況を明らかにしておかなければならない、と規定されていることから、適切に行われた。

(保育幼稚園総務課)

設計書の内容と不一致が生じていたにもかかわらず、設置等の内容が除かれた仕様書を送付してしまった。

その結果、エアコンの搬入までの契約となってしまったため、設置等については、後日、別途見積合わせの上、契約相手方を決定し、搬入されたエアコンを設置することとなった。

今後は、起案文書の決裁において、設計書の内容と仕様書の内容が一致しているかなど、正確な事務処理となるよう担当者及び管理職が確認を徹底し、適正な事務執行に努める。

さらに、本事案を課内に周知し、再発防止の徹底を図った。

措置日 令和7年12月26日

「高槻認定こども園休日・一時預かり保育室の随時利用保育利用許可書」及び「高槻認定こども園病児保育利用許可書」については、事業開始当初に市長印管守者の承認を受け、公印刷り込み印刷を行い発行してきた。

許可にあたっては、課内で起案・決裁を実施していたが、発行枚数の把握については失念していたことから、刷り込み印刷で承認を受けた発行枚数を超えて印刷するとともに、旧市長印が廃止された後も旧市長印の印影で印刷を続けてしまった。

指摘を受け、直ちに新市長印の印影にて刷り込み印刷の承認を受けた。

今後は、承認を受けた枚数の許可書を印刷し、施錠された場所に保管するとともに、発行枚数が把握できる台帳を作成し、使用枚数を把握する。また、承認を受けた公印に改廃がないか認識しながら、刷り込み印刷の承認枚数を超えて印刷することがないように、適正な公印使用の管理に努める。

さらに、公印は押印された文書の内容の真实性を公証するという機能を有し、市が作成した文書であることを認証するという重要な役割を持つものであることを所属職員が再度認識し、高槻市公印規則等の遵守をより一層徹底するため、本事案を課内に周知し、再発防止を図った。